

## 公 告

資源化物売却（アルミ缶）について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

春日井市長 石 黒 直 樹

### 1 入札事案

- (1) 件名 資源化物売却（アルミ缶）
- (2) 場所 クリーンセンター
- (3) 期間 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで
- (4) 内容 仕様書に記載のとおり

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 資源化物売却（アルミ缶）を期間内で確実に履行できること。
- (2) 入札公告の日において、令和6・7年度春日井市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に申請されていること。
- (3) 入札公告の日時点の名簿に記載されている契約を締結する営業所等の所在地が、春日井市内若しくは愛知県内近隣市町村にあること。

愛知県内近隣市町村とは次の市町村をいう。

小牧市、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市

- (4) 名簿に記載されている営業種目に、物品の買受けの登録があること。
- (5) 過去10年間で地方自治体発注の資源化物売却業務を元請として請負実績を有する者であること。
- (6) 地方自治法施行令（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間において、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (8) 入札公告の日から落札決定までの間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）（以下「合意書」という）に基づく排除措置を受

けていない者であること。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 契約約款等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月20日から令和7年12月1日までの執務時間内（土日祝日を除く。）

(2) 場所

クリーンセンター（エコメッセ春日井 2階 事務室）

### 4 入札参加申込の受付

仕様書を確認の上、一般競争入札参加申込書及び入札者に必要な資格に関する事項を確認できる書類を提出すること。

(1) 申込方法

ア 郵送で申し込む場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月20日から令和7年12月1日 午後5時必着

(イ) 送付先

〒480-0304

春日井市神屋町1-2

(ウ) 注意事項

郵送による申込の場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、裏側又は表側左側下部に申込者名を記載すること。

イ 持参する場合

(ア) 申込受付期間

令和7年11月20日から令和7年12月1日までの執務時間内  
（土日祝日を除く。）

(イ) 提出先

クリーンセンター（エコメッセ春日井 2階 事務室）

(2) その他

ア 電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

イ 提出された書類は返却しない。

### 5 入札参加資格の決定について

入札参加申込者から申込受付期間内に提出された書類を確認した結果、入札に必要な資格を満たしている者に対し令和7年12月8日までに入札参加資格決定通知を発送する。

なお、入札参加に必要な資格を満たしていない者については、その旨を通知する。

## 6 入札による落札者決定方法及び契約について

- (1) 契約締結に際しては、1 tあたりの単価で契約することとする。
- (2) 入札においては、落札者の決定は開札後に予定価格以上で、最も入札価格の高い者を落札者として決定する。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。
- (3) 第1回目の入札で落札者がいない場合は、ただちに再入札を行う。ただし、入札回数は第1回目を含め3回以内とする。
- (4) 入札日時  
令和7年12月18日午後1時55分
- (5) 入札場所  
クリーンセンター（エコメッセ春日井 3階 大研修室）

## 7 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積る契約金額（単価による入札にあつては契約金額に予定数を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を、入札までの間に納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条第1項第2号の規定により入札保証金の納付は免除する。

### (2) 契約保証金

契約と同時に契約保証金として契約金額（単価による入札にあつては契約金額に予定数を乗じて得た額とする。）の10分の1以上を納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札の入札参加資格決定通知を受けた者は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第34条第1項第3号の規定により契約保証金を免除する。

## 8 入札に係る注意事項

- (1) 入札は、所定の入札書を使用すること。

- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは、使用しないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、1 tあたりの契約希望金額に消費税及び地方消費税を含む金額を入札書に記載すること。
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお金額の訂正はできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
  - イ 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者）のした入札
  - ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
  - エ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
  - オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - カ 入札書の入札金額及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認し難いもの、その他主要な事項が確認できないもの
  - キ 虚偽の事実を記載した者のした入札
  - ク 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (8) 入札者が1者の場合も入札を実施する。
- (9) 入札申込者数の事前公表は行わない。

## 9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

## 10 契約書の作成の要否 要

## 11 暴力団の排除について

### (1) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

### (2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく

排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 12 その他

- (1) 本入札の詳細については「仕様書」を確認すること。
- (2) 落札者名、落札金額及び入札参加者数等、入札に関する情報を春日井市ホームページ等で公表することがある。
- (3) 現地説明・下見を希望する場合は、電話又は電子メールにて、令和7年11月27日までに問い合わせること。

### 〈問い合わせ先〉

春日井市環境部クリーンセンター

住所 〒480-0304 春日井市神屋町1-2

電話 0568-88-0247

担当 野村・野田・中里

E-mail [clean@city.kasugai.lg.jp](mailto:clean@city.kasugai.lg.jp)

## 仕様書

|      |                                                                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件名   | 資源化物売却（     アルミ缶     ）                                                                                                                                                              |
| 期間   | 令和 8年 1月 5日 ～ 令和 8年 3月 31日<br>土・日曜日、休日、及び施設の長が指示する日を除き、引取をすること。ただし、クリーンセンターの必要において別途指示があったときは、その指示に従うものとする。                                                                         |
| 搬出時間 | 平日 8:30～12:00、13:00～16:00                                                                                                                                                           |
| 場所   | 春日井市クリーンセンターにて引取るものとし、クリーンセンター備付けのトラックスケールで計量する。                                                                                                                                    |
| 計量   | 売却物にその他の物が混入している場合は、買受人の責任において処理するものとし、計量値をもとに集計をする。                                                                                                                                |
| 荷積み  | 当センター所有のフォークリフトを貸し出しできますが、運転は買受人が行い、事故等により損害が生じた場合は、買受人がその損害を賠償しなければならない。                                                                                                           |
| 支払期間 | 毎月10日までに前月分を集計した後、納入通知書を発行し、当該納入通知書により定められた納期限までに売買代金を支払わなければならない。                                                                                                                  |
| 参考   | ○直近3か月の実績（令和 7年 8月 ～ 令和 7年 10月 ）<br>8 月            9.08        t<br>9 月            14.20       t<br>10 月           6.18        t<br>合計            29.46       t<br>売却単価契約額    （円／t） |

| 年 度  | 四半期 | 契約額(税込) |
|------|-----|---------|
| 令和 6 | 第一  | 243,100 |
|      | 第二  | 299,200 |
|      | 第三  | 278,500 |
|      | 第四  | 324,500 |
| 令和 7 | 第一  | 341,200 |
|      | 第二  | 309,100 |
|      | 第三  | 327,000 |
|      | 第四  |         |